

特定施設の届出

NO	届出事由（根拠条項）	届出の名称	届出内容	届出時期
1	(1)特定施設の有無にかかわらず50m ³ 以上の汚水を排除する日が1日でもある場合、または汚水の量にかかわらず使用開始届に該当する水質の下水を排除して公共下水道を使用するとき (2) (1)の届出に係る下水の量または水質を変更しようとするとき (法第11条の2第1項)	様式第四(第六条関係) 公共下水道使用開始届	下水道を使用する方で、下記にあてはまる場合に届出する。 ・50m ³ 以上の汚水を排除する日が1日でもある場合 ・排水量に関係なく鯖江市の下水排除基準に示した数値を超える恐れのある場合 ・特定施設（法で定められた施設）の使用者の場合 (添付)排水系統のわかる平面図・断面図、事業場内の排水図等	下水道に接続して下水道を使用する前にあらかじめ
2	1の規定により届出をする場合を除き、特定施設設置者が公共下水道を継続して使用するとき (法第11条の2第2項)	様式第五(第六条関係) 公共下水道使用開始届	・公共下水道使用開始届（法第11条の2第1項）で提出した以外の特定施設の設置者で公共下水道を使用する場合 ・特定施設を設置しているが、特定施設から排水していない場合	下水道に接続して下水道を使用する前にあらかじめ
3	公共下水道を使用する者が特定施設を新たに設置する場合 (法第12条の3第1項)	様式第六(第八条関係) 特定施設設置届出書	(1)氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名 (2)工場または事業場の名称及び所在地	特定施設設置工事着手予定日の60日以上前 ※1
4-1	公共下水道を使用している者が、既に設置している施設が法令により新たに特定施設に指定された場合 (法第12条の3第2項)	様式第七(第九条関係) 特定施設使用届出書	(3)特定施設の種類 (4)特定施設の構造（別紙1） (5)特定施設の使用の方法（別紙2） (6)汚水等の処理の方法（別紙3） (7)下水の量および水質（別紙4） (8)用水および排水の系統（別紙5） (9)参考事項（別紙6） (添付図-1)事業場の平面図 (添付図-2)特定施設の配置 (添付図-3)汚水の処理工程図 (添付表-1)特定施設を含む操業の系統	当該施設が特定施設になった日から30日以内
4-2	既に特定施設を設置している者が、新たに公共下水道を使用することになった場合 (法第12条の3第3項)	様式第七(第九条関係) 特定施設使用届出書		公共下水道を使用することとなった日から30日以内
5	特定施設の設置または使用の届出者が特定施設の構造等を変更しようとする場合 (法第12条の4)	様式第八(第十条関係) 特定施設の構造等変更届出書		変更の工事着手予定日の60日以上前 ※1
6	届出者が氏名等、届出内容の(1),(2)に掲げる事項を変更しようとする場合 (法第12条の7)	様式第10号 氏名変更等届出書	変更内容等	変更があった日から30日以内

特定施設の届出

NO	届出事由（根拠条項）	届出の名称	届出内容	届出時期
7	特定施設の使用を廃止した場合 （法第12条の7）	様式第11号 特定施設使用廃止届出書	特定施設の廃止に係る事項	使用を廃止した日から30日以内
8	上記届出に係る特定施設を譲り受けまたは借り受けた場合（届出者の地位を承継した場合） （法第12条の8第3項）	様式第12 承継届出書	承継内容等	承継があった日から30日以内
9	特定施設の設置工事を早期に着工したい場合 （法第12条の6）	実施制限期間短縮願	実施制限期間の短縮に係る事項 ※法第12条の3または第12条の4の規定により届出をした者。	—

※1 特定施設の設置または変更に係る届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設の設置または構造等の変更を行うことができません。（実施制限期間）
しかし、公共下水道管理者が届出に係る事項の内容が相当であると認めた場合は、実施制限期間を短縮することができます。